

津軽領嶽温泉と岩木山信仰

黒 瀧 十二郎

はじめに

津軽藩の主要な温泉は、大鰐・蔵館・碓ヶ関・温湯^{（ひるが）}・嶽・浅虫・酢（酸）ヶ湯等があげられる。これらの温泉は古くから知られていたものであろうが、発見やその利用が一部を除き文献上から確認できるのは藩政時代以降のことである。

嶽温泉は藩の霊山といわれる岩木山の南西麓にあり、その地理的位置から岩木山信仰と深い関わりがあると考えられる。そのため、嶽温泉の利用については、当時の人々の生活に大きな影響を及ぼしたものと思われる。したがってこの温泉は領内の他の温泉と比較して、藩政上特異な位置を占めていたといえよう。

右のことから、本稿では岩木山信仰との関連から嶽温泉への入湯について考察した。

付記するが、嶽温泉の南西約一・五キロの地に、その後湯段温泉が発見されたので^①、嶽温泉に含めて述べることにしたい。

尚、嶽温泉の表記については、「弘前藩庁日記」^②では、「岩木嵩」と記されているのが圧倒的に多く、逆に「岩木嶽」は非常に少ないが、

本稿の記述（引用史料を除く）に於いては嶽を使用する。

一 嶽温泉の入湯について

津軽藩が利用していた温泉については、藩主の入湯の記録や藩士等が湯治を藩当局に願って許可された「日記」の記事から判明する。即ち、大鰐・蔵館・碓ヶ関・温湯・切明^{（きりあき）}・嶽・湯段・沖浦・浅虫・酢ヶ湯等の温泉がそれである。

藩主は浅虫・大鰐、時には温湯に入湯していることが「日記」「御用格」^③『津軽歴代記類』^④『永禄日記』^⑤等に散見されるが、嶽温泉に入っている記録は見あたらない。その理由については第四章で検討したい。

藩士には日常の勤務があつたので、療養のため温泉へ行く場合は、前述したように藩の許可を得る必要があつた。各温泉への日数は「日記」によれば、七・九・十・十二・十三・十四・十六・十八・二十一・二十三・二十五・三十日等があるが、十六日が圧倒的に多い。

嶽温泉は記録によれば延宝八年に発見され、湯小屋が建てられ利用されるようになった。藩士と僧侶が嶽温泉へ許可された入湯日数の具体

例を一例ずつ示すと左のようになる。

誓願寺が病氣（病状不明）で十四日〔「日記」貞享元年九月二日の条〕。中村六兵衛が入湯（病状不明）往還共十六日（同九月五日の条）。山田斎兵衛が小瘡（天然痘のことと思われる）で七日（同九月十四日の条）。耕春院が身体の痛みで二十七日（同元禄十年三月二十一日の条）。算者の一戸左兵衛が小瘡の再発で二十三日（同八月二日の条）。田村武大夫が上気（どのような症状か不明）で往還共に十日（同八月十四日の条）。一戸三之助が倅をつれて（病状不明）二十一日（同享保七年八月二日の条）。青木兵右衛門が痰咳再発で往還十八日（同八月五日の条）。

「日記」によれば、入湯日数が不明な場合もかなり多いが、右の例から七・十・十四・十六・十八・二十一・二十三・二十七日の八種類の日数が知られる。

「日記」元禄十年九月十五日の条によれば、次のように記されている。

一、棟方角左衛門書付^三而塩崎次郎左衛門を以申立候者、（中略）沖浦江湯治仕候ハハ、（中略）私儀者不苦儀^二御座候ハハ湯治仕度奉存候、入湯二廻り往還十六日之御暇被下置候様、（下略）

これは沖浦入湯の例ではあるが、「入湯二廻り往還十六日之御暇」から二廻りとは十六日であったことがわかる。したがって一廻りは八日となるが、八日間の入湯記事が見あたらないので、一回の入湯日数は二廻り十六日間が原則であったと思われる。それは、嶽温泉の入湯日数で十六日の場合が多かったことからいえるであろう。

「日記」元禄八年五月二十二日の条に左のように見える。

一、嵩之湯^江弘前又ハ在々より参候入湯之者共、大勢入込硫黄山^江

参候由沙汰承候、頃日度々雨降在々稲虫付候由沙汰承候、（下略）右の「嵩之湯^江弘前又ハ在々より参候入湯之者共」から、弘前から来たのは藩士ばかりとはいえず、城下の町人達をも含めてのことと思われる。したがって城下の町人や弘前周辺の農村からの農民達が、嶽温泉を利用していたことが知られるのである。

彼等は藩士等と異なり、藩へ願い出て許可を得る細かい手続きは必要ではなかったため、「日記」にも記載されず、特に入湯を禁止された期間とは別として、比較的自由に利用できたのではなからうか。但し、浴場の利用に際しては、身分差による区別等は当然あったものと思われるが、具体的内容は全く不明である。

二 入湯許可期間と禁止期間

嶽温泉は弘前城下より西方約二〇・四キロの岩木山麓にあり、積雪が多い場所のため冬季間は交通がほとんど途絶えたものと推定される。

「日記」安永二年閏三月十八日の条に次のように見える。

一、寺社奉行^江申遣候者、

岩木嵩湯治四月朔日より罷越候儀前々より御定之処、頃日湯治人有之旨相聞得候間、早速引上候様申付候、猶亦已来御定前湯治人入不申候様、此旨百沢寺^江可被申通旨申遣之、

但、已来御定前湯治人罷越不申候様、夫々浦々迄^茂申付候様、

郡奉行・町奉行^江申遣之、

右によれば、安永二年は比較的早く雪が消え交通が容易になったと推

定されるので、四月一日以前に農民や町人が湯治に来ていたものであろう。嶽温泉の利用は毎年四月一日からと定められていたのであるから、これまでの原則をあくまでも守るよう、寺社奉行を通じて百沢寺へ連絡してきたものである。かくて利用の解禁は四月一日であったことが知られる。

百沢寺による嶽温泉の管理については「岩木嶽諸役銭上納帳」の中の左のようにある。

(上略)

定

一、岩木嵩薪商売、

此御役銭式拾目 但 春拾文目 秋拾文目

一、両湯坪、

此御役銭式百八拾目 但 春百四拾目 秋百四拾目

一、貸小屋四坪、

此御役銭式文目 但 春壹文目 秋壹文目

一、惣小屋主共居小屋之部者御役銭御用捨被仰付之、

(中略)

右諸家業願之通申付候上者、諸役銭上納無遅滞、并銘々持家部増減之儀永々不申出候様、此旨堅可相守者也、

百沢寺役人

太田 石蔵 印

文化六_己年九月

太田 権左衛門 印
太田 幸次郎 印

嵩世話役

坂元弥五右衛門 印

この諸役銭上納帳の中に、両湯坪(湯坪とは泉源のことか)や貸小屋の役銭が見え、百沢寺の管理下にあったことが知られる。このほか、百沢寺が嶽温泉を管理していたことだけは「日記」に散見される。

次に禁止期間について述べる。「日記」宝暦四年五月二十一日の条に、「一、岩木嵩湯治近來六七月停止候得共、古來之通勝手次第申付候間(下略)」とあり、六月と七月は入湯が禁止されていた。「日記」天明八年七月九日の条によれば、「一、岩木嵩湯治之儀、六七月者御停止_二付、湯坪封印申付候処、(下略)」と見え、六月と七月は原則として入湯禁止期間であったわけである。この事から、四月と五月は入湯許可期間で六月と七月は禁止期間となろう。何故禁止されたのか理由は不明である。八月以降はどのように利用されていたのであろうか。

「日記」元禄九年八月五日の条によれば、次のように記されている。

一、岩木嵩_江湯治之者近年八月十五日迄停止_二申付候処、当年者御郡中田地植付_茂遅、其上今程時々悪風吹稲実兼候間、当月廿日此迄入湯之者御停止_二可被仰付哉之由、郡奉行相伺_{家老}頼負_津達、今廿日迄入湯之者参候儀停止に可申付由申渡之、

(傍註筆者)

八月十五日まで入湯を禁止するという期日は、八月一日から始まる豊作を願っての岩木山へ参詣する(お山参詣)期間と一致している。さらにこの期日は二十日まで延長された。したがって八月の入湯期間は十日間にすぎないことになる。しかし、「日記」によれば天候悪化の際には

お山参詣も入湯も禁止されており、八月の入湯と禁止の期間は流動的であった。このお山参詣に代表される岩木山信仰と嶽温泉入湯の関係は、第四章で検討することにし、ここではこれ以上言及しない。

「日記」明和六年十月二十四日の条には左のようにある。

一、岩木嵩湯小屋主共申立候、湯坪去月十三日御封印被仰付候、同所来春迄取片付申渡^ニ付、(下略)

右によれば、九月十三日に温泉は閉鎖されたことになる。さらに明和六年よりかなり以前ではあるが、享保七年十月十五日の条によれば、次のように見える。

一、御手廻八木橋次右衛門、先達^而岩木嵩^江湯治願之通被仰付候処、

忌中^ニ而今以湯治不仕候、嵩^江者最早小屋段々引取候由承候付、

大鰐^江罷越度旨願之通申付之、

これは、温泉が十月中旬には閉鎖されたことになろう。

右のような入湯期間の断片的な記録からでは、それが毎年原則になつていたか明確ではないが、八月以降入湯禁止の日があつても、十月中旬迄は入湯が認められていたのではないかと思われる。十月中旬以降になると、この地域は冬の訪れが早く、翌年三月頃迄積雪のため温泉は閉鎖せざるを得なかつたものと考えられる。

以上のことから、嶽温泉は特別な事情がある時を除き四・五月は入湯期間、六・七月は禁止期間、八・九月及び十月は中旬迄入湯期間、十月中旬以降翌年三月迄の約半年間は閉鎖されていたわけである。但し、天保五年以降は嶽温泉に関する記事が、「日記」に記載されておらず、廃藩まで入湯及び禁止期間が存在したかは明らかでない。

三 入湯人数と湯小屋数

嶽温泉がどの程度利用されていたか、非常に断片的ではあるが、湯小屋数と入湯人数から検討してみたい。但し、両者の数が酢ヶ湯温泉以外に「日記」に記載されていないので、酢ヶ湯温泉との比較だけにとどめざるを得なかつた。

「日記」宝暦十四年四月十七日の条に左のようにある。

一、百沢寺申立候、岩木嵩当年雪多小屋懸兼候^ニ付、当日迄御勤番御免奉願候処、今程者小屋懸も少々御座候^而六七軒、湯治人^共御座候間、御勤番之儀思召を以御下ヶ被下度奉存候、(下略)

右によれば、四月は入湯期間(前章参照)であるが、例年より雪解けがすすまないで、湯小屋を建てるのが遅れ、城下より管理の役人も四月二十日まで派遣を免除された。近頃は湯小屋が六・七軒建ち、湯治する者も見えているようなので、百沢寺が役人の派遣を藩へ申し出たのである。六・七軒の湯小屋とは臨時的な建物のように、右の史料から六・七軒以上あつたことは推定されるが、全部で何軒あつたかは不明であり、入湯人数も明らかでない。

これに対し、ほぼ同年代の酢ヶ湯温泉(八甲田大岳^{おたけ}の西麓)の場合は、「日記」宝暦十二年四月九日の条によれば次の通りである。

一、菊池左内申立候、此度私儀南部御境廻り昨六日酢ヶ湯罷越、同所勤番足軽目付成田嘉兵衛立合にて見分仕候処、御境廻り別条無御座候、

一、小屋七拾軒

一、湯治人三百六拾四人

右酢ヶ湯入湯三月八日より四月五日まで相改候旨、尤柴起申候付
今七日湯元引取罷帰候旨申出之、（家老 或五郎門 江）達之、承届旨申遣
之、（傍註筆者）

右に見える入湯者が約一カ月で三六四人というのは、第一章で述べたように、藩士一人の湯治日数が一回につき十六日間が圧倒的に多いことを考慮すれば、藩士以外の者も含めて延べ人数と推定されるので、実際の人数は二〇〇人前後となろうか。小屋は七〇軒とあるが、入湯者に対して多すぎ、浴場としての湯小屋ばかりではないと思われる。

「日記」安永四年六月十七日の条に左のように記されている。

一、此間嵩湯段忍候而湯治人有之旨相聞得候ニ付、役筋之者差越吟味申付候処、鱒ヶ沢之者并在方之者男女三拾五人、居小屋拾軒致湯治居候旨早速追払候之旨申出候、封印ニ者別事無之候得共、湯治御停止之時節不埒之至言語道断に付、右小屋主共急度押籠候様申付候、

一、嵩湯元江者在方之者式拾人計小屋四軒ニ致湯治居候ニ付、是又追払候旨申出之、同所小屋主不残他村預之上押籠置候様申付候間、百沢寺より受取他村江引越候様ニ申付、其旨追而可被申出之旨郡奉行江申遣之、

右によれば、六月は嶽温泉では湯治禁止期間であった。それにもかかわらず、隠れて湯治していたことが発覚したわけである。入湯者が合計五五人に対し、湯小屋数は一四軒であった。

ほぼ同じ年頃の酢ヶ湯温泉では「日記」安永三年三月二十四日の条によれば、二月二十二日から三月十七日までの約一カ月間の入湯者数が二七九人で、湯小屋が五二軒と見える。これは、前述の酢ヶ湯温泉の入湯者数と湯小屋数との関係と同様に、入湯者数に対し湯小屋が五二軒は多すぎるようである。五二軒というのは、浴場のほかに他の施設としての湯小屋であったと推定せざるを得ない。

「日記」安永九年八月二十五日の条に次のようにある。

一、百沢寺申出候、岩木嵩湯小屋昨廿三日之夜八時出火、小屋数十軒焼失仕候ニ付、（下略）

八月はお山参詣終了後の十五日以降には、天候不順でなければ入湯が認められていた期間であり、二十三日夜の火災は入湯者の失火が原因ではあるまいか。湯小屋が全部焼失したとしても一七軒はあったことになるが、焼失を免れたのがあったとすれば、一七軒以上となろう。

『津軽歴代記類』寛政八年の項によれば、左のように記されている。

寛政八年岩木山半腹、嶽の温泉百沢寺の用達相勤候大田権左衛門申立にて、是迄の温泉場より五百間斗り麓へ相下ゲ、樋にて引越呼湯に致し、寒熱と清濁を以上下に分けて湯室二ヶ所出来之上、近辺湯小屋（湯治宿）数十軒取建、湯治時節無構被仰付候処、（下略）

（傍点・傍註筆者）

嶽温泉の安永期までの湯小屋数と比較すれば著しい増加である。その理由は湯小屋の実態が不明なので、単純に入湯者が増えたためとは言い切れないのではあるまいか。・・・点部分については、寛政期以降の「日記」に入湯禁止の記事が見えているので明らかに誤りである。

これに対し、「日記」寛政六年四月十四日の条によれば、酢ヶ湯温泉の二月二十三日～三月二十五日までの約一カ月間で、入湯者が四八〇人と見え、湯小屋数は不明である。

以上、嶽温泉と酢ヶ湯温泉を比較してみたが、湯小屋数は酢ヶ湯温泉の方が多い。しかし、湯小屋すべてが浴場でないとも思われるので、同じ条件で両温泉を比較できないと考える。また酢ヶ湯温泉との比較だけからでは、藩領内の主要な温泉の中で、嶽温泉の利用度の大小は言えないと思うのである。したがって嶽温泉が人々にどの程度利用されていたかを知る、一つの目安にはなろう。

四 入湯と岩木山信仰

嶽温泉に入湯が許されていた期間と禁止期間については、第二章で既述した。入湯期間は原則として四・五・八・九月、及び十月は中旬までであったので、最初にこの期間における入湯状況について、天候との関係から検討する。尚、八月については②で述べることにしたい。

(1) 天候と入湯の関係

天候の不順は、特に稲作に大きな影響を及ぼしたので、津軽藩の真言五山（最勝院・百沢寺・国上寺・橋雲寺・久渡寺）と称された寺院では、その都度、天候の回復を願って御祈祷が行われていた。この事は藩政時代を通じて「日記」に枚挙に遑がないほど見えている。

「日記」元禄十年九月十日の条に次のように見える。

一、百沢寺口上書^ニ而^ニ寺社奉行武田藤右衛門を以申立候者、昨日被仰聞候、頃日天氣相不宜候^ニ付、岩木嵩^江湯入御停止^ニ被仰付候由被仰遣候故、則湯本^江申付候処、大病^ニ而^ニ入湯之者^茂御座候^而殊之外迷惑仕候、其上小屋主共当年之儀^ニ御座候得者、少々借錢仕漸々小屋等^茂繕仕候^而、頃日少々入湯之者^茂御座候之処、只今御停止^ニ被仰付候得^而者、右之通湯入之者其上小屋主湯ひちり共^ニ迷惑仕候由申出候、先達^而御停止^ニ被仰付候節^茂此段願申上度由申出候得共、其節被仰渡候者、当月朔日より湯入御宥免^ニ被仰付候由被仰渡候故、願不申立候、右申上候之通湯ひちり并小屋主共御停止^ニ被仰付候^而ハ及渴命難儀申候間、此段奉願旨申立之、

右によれば、最近天候が悪く嶽温泉への入湯が禁止されたが、重い病気で湯治している者も帰宅させることは大変なことで困っている。さらに湯小屋主は借金で小屋を修理したため、利用客も出てきているのに入湯禁止では、湯小屋主・湯ひじり（どのような性格の者か不明であるが、百沢寺と岩木山信仰に関係する僧か）共々迷惑千万であり、入湯禁止にしないよう願う、というものである。また湯治に際し、入湯料が徴収されていたことが推定される。

さらに「日記」安永十年閏五月十三日の条によれば、左のように記されている。

一、今日当番通用左之通、

覚

頃日天氣不正^ニ付、岩木嵩并湯段共湯治人停止被仰付候、尤是迄湯治人者早速引取候之様、此旨当番通用可被申觸候、已上、

閏五月

御目付中

一、右之通百沢寺江茂申通置候様、寺社奉行江申遣之、

一、郡奉行左之通、打統天氣不正二付、岩木山參籠之者可有之哉、

各支配手二前委兪議致候様申遣之、

一、町奉行江左之通、

打統天氣不正二付、歌舞伎芝居江丹後者人交候儀難計候、委兪議

申付候様申遣之、(傍註筆者)

右によれば、御目付・百沢寺に対し次のようなことが申渡されている。

近頃、天候不順のため、入湯者は早く温泉から出て帰宅すること(これは前述「日記」元禄十年九月十日の条と共通している)。このほかに、

「日記」には天候の悪変と入湯禁止についての記事は枚挙に遑がないほど見える。

郡奉行には、岩木山へ参籠している者がいるかどうか調査すること。

町奉行へは、歌舞伎芝居へ丹後者が入り込んでいないか調べること等である。特に丹後者が津軽領に入ると、岩木山が怒って天候を悪くすると一般に信じられていた。

以上のことから、天候の悪変は、嶽温泉が岩木山麓に位置しているため、嶽温泉の入湯と深い関り——岩木山の崇り——があると藩当局に考えられていたのである。そのため、歴代藩主が嶽温泉へ入湯することにについては、他の温泉とは異なり、慎重にならざるを得なかったのではあるまいか。かくて、嶽温泉への入湯と岩木山信仰は深く結びついていたと思うのである。

(2) お山参詣と入湯の関係

岩木山は津軽領内すべての人々にとって、古くから信仰の対象であったことは言うまでもない。

毎年八月一日(八朔)に、村落ごとに集団で、豊作祈願のため登拝行事が行われる。これを山カケまたはお山参詣といい、津軽最大の祭りであった「日記」によれば町人の登拝も行われていたことが知られる。右の祈願のほかに領内の安穏と領主の延命長寿への願いがこめられていたのである。⁽¹⁹⁾

登拝行事の期間は「日記」明和七年八月十日の条に、

一、郡奉行・九浦町奉行江被仰付候趣左之通、

覚

例年八月朔日百沢寺為御代参登山之節、引続キ在町之者参詣致候由、(中略)尤例年登山之儀八月朔日より十五日まで御定に候、

以後之儀右之通可相心得候、(下略)

とあり、八月一日から十五日までであったことが知られる。

第二章で述べたように、八月は嶽温泉の入湯が認められていた期間であった。既述の「日記」元禄九年八月五日の条によれば、八月一日から十五日まで入湯が禁止されていたが、これはお山参詣の期日と一致している。さらに禁止期間が二十日まで延長されたのである。元禄八年は津軽藩の四大凶作の一つといわれる凶作による大飢饉の年であったが、翌年八月になると豊作の見込みもある程度立ち、⁽²⁰⁾人々は収穫まで好天を強く願っていた時であったろう。元禄八・九年頃は、岩木山の崇りがないうようにと、お山参詣期間に入湯が禁止されていたのかもしれない。

「日記」享保七年八月では、青木兵右衛門（五日の条）、田浦四郎右衛門の妻（七日の条）、野宮次五右衛門（九日の条）、橋雲寺（十一日の条）が、お山参詣期間であるにもかかわらず入湯を認められている。

「日記」宝暦十三年七月二十八日の条に次のように記されている。

- 一、郡奉行・勘定奉行申立候、岩木嵩湯治之儀例年八月朔日より入湯仕候、当年之儀者打統天氣不宜候に付、段々於所々御祈祷被仰付候、然者今以御郡中にて大都三ヶ二程者出穂花懸御座候旨代官より申出候、此上不勝之天氣相にて万一急冷気にも御座候而者御太切奉存候、依之嵩并湯段共湯治御停止被仰付度奉存候、
- 一、岩木山参詣の儀八月朔日より参詣仕候、若不浄之者罷越候而者忌成風雨等可仕候哉、右参詣之儀八月十日過まで御停止被仰付度之旨主水達之、申立之通申付之、（下略）（傍註筆者）

右によれば、今年は天候不順が続いたため、所々で天候の回復のご祈祷が行われ、ようやく稲の出穂が約三分の二に達した。今後、急に寒くなれば困るので、入湯は例年八月一日から許可されていたが、今年は禁止する（いつまでか不明）。岩木山への登拜は八月一日からであるが、不浄の者が参詣して天候が急変して風雨となれば困るので、お山参詣は八月十日過ぎまで延期することになったことが知られる。この年は凶作であった。

但し、「日記」宝暦十三年八月二日の条には、「一、百沢寺申立候、昨朔日未明岩木山登山仕、御代参御祈祷首尾好相勤候旨申出之、主水達之、（傍註筆者）」とある。これは百沢寺の僧侶が代表して八月一日未明に岩木山に登り、好天を願ってご祈祷をしたのであり、一般の人々の

豊作祈願のお山参詣ではないと思われる。

その後「日記」安永八年八月六日の条には、天候不順につきお山参詣は八月十五日まで禁止、入湯も当分の間禁止すると見える。同八月十九日の条では、参詣・入湯を許可してほしいという願いに対し、家老より今しばらく待てという「達」が出されている。この年は凶作であった。

「日記」天明三年八月十日の条によれば、天候が悪くお山参詣は八月十五日まで禁止されたが（入湯についての記事なし）、依然として天候が悪く入湯は八月中禁止とった。この年は藩の四大凶作中の最大凶作で、それは岩木山の崇りによるものと恐れられたからであろう。

さらに「日記」寛政七年八月十四日の条に次のように記されている。

（上略）

覚

岩木嵩湯治之儀差留置候得共、此節より湯治勝手次第被仰付候、

此旨当番通用可被申触候、以上、

八月

御目付中

右によれば、これまで八月の入湯が禁止されていたが、此節（お山参詣も終った頃）より入湯が許可になった（この年は凶作ではあったが）。

右述のことから、元禄九年八月以後は、お山参詣が行われた八月一日（十五日でも天候が良ければ原則として入湯が認められていたものと思われる。しかし、悪化すればお山参詣期間中又は八月中禁止となり、入湯できなかつたのである。数少ない例をあげたにすぎないが、このほか「日記」には右と同様のことが多数見られるところである。

但し、以上のことは寛政期までの「日記」に記事が見えるのでこのように言えるのだが、その後の「日記」には関連記事が記載されなくなり明確にし得ない。その理由は不明であるが、寛政期以後に於いても毎年の気象にはそれほど大差がなく、豊凶の繰り返しであったのだから、幕末までの入湯については、これまでとはほぼ同様だったのではなからうか。天候不順による岩木山の祟り、所謂岩木山信仰との関係で次のことを取り上げてみたい。

「日記」安永三年六月十八日の条に左のように見える。

一、頃日岩木山^江致登山雪取致売買候者有之、右^二付天氣不勝之旨相聞得候間、右雪取候者^二不限、其外共猥^二登山不致せ候様被仰付候間、此旨百沢寺^江可申通旨^江社奉行^江申遣之、

雪取之儀、六月初日者古来より相定候事故御構無之候、然処頃日猥^二雪持歩行町々^二触売多有之^三付、右之通被仰付之、

右によれば、岩木山中から六月一日に雪を取り出すことは、古くから認められていたが、近頃はみだりに雪を町々へ持ち歩いて触売りする者がある。最近は天候が不順であり、雪取りや岩木山登山をしないようにせよ、というものである。具体的に雪は何に使用されたのか明らかではないが、暑い季節に病気による熱を下げる等冷たさを求めていることと思われる。

さらに「日記」文政六年三月十四日の条に次のようにある。即ち、

一、頃日季候不順^ニ有之、岩木山^江獵師忍人熊狩取候^成、又者不浄

之者人込候儀も有之間敷哉^三會議致候様、此旨百沢寺^江可被申通旨

社社役^江申遣之、(傍註筆者)

これによれば、最近の天候不順の原因は、獵師が熊狩りのため岩木山中へ入っていることによるのか、又は不浄の者が山中へ入り込んでいるためか、社奉行を通して百沢寺が調査するよう命じられている。岩木山が聖地として意識されていたことが知られよう。

×× ××

北東北地方の諸藩の中では、盛岡藩にこれに似たケースがある。即ち、寛政九年に盛岡城下の人々が、岩鷲山(岩手山の別称)の外輪山、湯ノ又という出湯の場所を開発して、湯小屋を建設して入浴させることや、明礬や硫黄を製造すること、厨川通鶴飼村から新道を通じて、馬や駕籠の通路ともしたいので草分け証文を発行して欲しいという願いを出した。これに対して雫石通の全村が反対請願をしている。それは、精霊の神域である山地を汚されると暴風雨が吹き荒れ、全村が迷惑を被るという理由からであった。¹⁵⁾

また湯ノ又は岩手山の南西にある網張温泉のことであるが、「雫石通細見路方記」(岩手県立図書館蔵)に「湯の又と云温泉あり。一名網張の湯と云、往古ハ狩人山立の入浴する所^ニして、魔を辟る為に網を張て入浴せし由、依^而あミはりの湯と云、(中略)然^ニ入浴あれハ雨降寒気おこりて五穀^ニさわる故、此比入湯禁断トなる」と記されている。¹⁶⁾

右述のことから、網張温泉に湯小屋を建てる等すると、霊山の岩手山が汚されて暴風雨となる。入湯すると天気が悪化して五穀の成長に影響を与えるので、利用が禁止されたことが知られる。

嶽温泉への入湯が岩木山に対するのと、網張温泉への入湯が岩手山に対するのとは、全く同一とは言えないであろうが、そこに生活する人々

と霊山との関りには共通する面がある。

むすび

以上、本稿で明らかにしたことをまとめて結びとしたい。

第一に藩士僧侶等が藩領内の温泉で湯治したい時は、藩へ願い出て許可を得る手続きが必要であり、その際二廻り——十六日間——が原則であったと思われる。

第二は嶽温泉への入湯期間と禁止期間についてである。特別な事情がある時を除き四・五月は入湯期間、六・七月は禁止期間、八・九月、そのほかに十月は中旬まで入湯期間であった。それ以降翌年三月までの約半年間は、積雪による交通困難により、温泉は閉鎖されたのである。

第三は嶽温泉の入湯人数と湯小屋数である。

入湯禁止期間の安永四年六月の記録によれば、隠れて湯治していた者は一日で五五人ほどあり、湯小屋は一四軒確認されている。安永九年八月の火災では、湯小屋が一七軒焼失したので、少くとも一七軒は存在していたことになる。寛政八年には数十軒ほどあったという。詳細な記録がないので明確にできないが、利用者数と施設について一つの目安にはなろう。

最後に嶽温泉への入湯と岩木山信仰——岩木山の崇り——の関係について述べる。

(1) 天候と入湯の関係——入湯期間であっても、天候不順が続くと岩木山の崇りと考えられ、入湯禁止となり、入湯中の者は帰宅を命じ

られている。丹後者が津軽藩領内に入り込むと、岩木山が怒って天候が悪くなると一般に信じられていた。

このように、天候不順は岩木山の崇りによっておこり、やがて凶作となつて、人々の生活を不安に陥れると考えられていた。そのため、崇りが大きくなり、これ以上天候が悪化しないようにと願つて、入湯禁止の処置がとられたものであろう。他の温泉と異なり、歴代藩主が嶽温泉の入湯に慎重にならざるを得なかつたのは、右のような特殊事情によるものと考えたい。

(2) お山参詣と入湯の関係——例年八月一日から十五日まではお山参詣の期間であったが、嶽温泉への入湯は原則として認められていた。天候不順が続くと、藩ではお山参詣も入湯も禁止したのであった。

さらに天候不順対策として、岩木山中からむやみに雪を取り出して弘前城下へ触売りすることは禁止、みだりに登山することも禁止された。また天候悪変の原因と考えられる山中での熊狩りや、山中へ不浄の者が入り込んでいないかどうかの調査が命じられている。

このようにお山参詣と入湯は天候不順の時は禁止され、岩木山中での諸行動は、天候不順を招いて凶作となり、人々の生活不安が増大する。それは取りも直さず岩木山の崇りであると意識されていたようである。この事は盛岡藩の網張温泉と岩手山の間関係と共通する面がある。

右述の(1)と(2)から、嶽温泉への入湯は、岩木山信仰と深く結びついていたのであり、また同温泉は、領内の他の温泉とは異なる特殊な位置を占めていたと考えるのである。

註

- (1) 『青森県の地名』（平凡社 日本歴史地名大系 一九八二年）四五〇頁によれば、享保九年の発見という。
- (2) 弘前市立図書館蔵。寛文元年から記録されたもので、「江戸日記」と「御国日記」の二種類あるが、本稿では後者を指すものとし、引用する場合は「日記」と表現する。
- (3) 弘前市立図書館蔵
- (4) みちのく双書 第七・八集（青森県文化財保護協会 一九五九年）
- (5) みちのく双書 第一集（青森県文化財保護協会 一九五六年）
- (6) 註(4)第七集一三五頁。註(5)五三頁。『平山日記』（みちのく双書第二十二集 青森県文化財保護協会 一九六七年）五五頁。弘前市立図書館蔵「封内事実秘苑」
- (7) 秋田幸宏氏蔵
- (8) みちのく双書 第八集 一五頁
- (9) 『青森県百科事典』（東奥日報社 一九八一年）一七二頁。お山参詣の項。
- (10) 小館衷三『岩木山信仰史』（北方新社 一九七五年）一六〇頁
- (11) 弘前大学国史研究会編『津軽史事典』（名著出版 一九八二年）一五〇頁によれば、元禄九年は「平年作」と記されている。
- (12) 『弘前市史』藩政編（弘前市 一九六三年）七六六頁。但し註(11)一五四頁では、「半作」「平均六分作」と見える。
- (13) 同右『弘前市史』七六六頁
- (14) 註(11)一五五頁
- (15) 田中喜多美「岩手山信仰と修験」（月光善弘編『東北霊山と修験道』（名著出版 一九七七年）所収）
- (16) 『岩手県の地名』（平凡社 日本歴史地名大系 一九九〇年）四五八頁
（くろたき・じゅうじろう 弘前学院大学非常勤講師）